

# 市町村の特定健診等に係るデータ分析及び評価支援事業委託業務 プロポーザル募集要領

令和4年7月29日  
岐阜県健康福祉部国民健康保険課

## 第1 目的

市町村が行う特定健康診断受診率及び特定保健指導実施率(以下「特定健診受診率等」という。)向上は、国民健康保険の被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化において重要な役割を担っていることから、県では特定健診・特定保健指導(以下「特定健診等」という。)に従事する職員の人材育成を行うなど、特定健診受診率等の向上に取り組んできた。しかしながら、平成30年度における県内市町村国保の特定健診の受診率は39.6%、特定保健指導の実施率は41.3%と、厚生労働省が示している、平成30年度から令和5年度までのそれぞれの目標値60%に対し大きく下回っており、市町村による格差もある。

そこで、本業務において、県内市町村の特定健診等の実施がどのような状態であり、どのように成果として結び付いているか、あるいは、現在の特定健診等の実施にどのような課題を抱えているのか等、特定健診等の現状を把握し、課題の要因分析を行い、解決すべき課題を明確にすることで、市町村の特定健診受診率等を向上させ、特定保健指導の質を高め、もって国民健康保険被保険者の健康の保持増進等を図ることを目的とする。

「市町村の特定健診等に係るデータ分析及び評価支援事業委託業務」の実施にあたり、より効果的かつ効率的に行うための提案を募集します。

## 第2 業務内容

### 1 委託業務名

市町村の特定健診等に係るデータ分析及び評価支援事業委託業務

### 2 業務内容等

別添「委託業務仕様書」のとおり

### 3 委託業務期間

契約締結の日から令和5年3月20日まで

### 4 委託費の上限

16,793,834円(消費税及び地方消費税を含む。)

## 第3 プロポーザルに係る事項

### 1 参加要件

プロポーザルに参加できる者は、本業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人(法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。)であって、次の(1)から(10)までのすべての要件を満たすことが必要です。

- (1) 岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)に登録されている者であること
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 役員に次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。

- ① 破産者で復権を得ない者
- ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- (4) 次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。
  - ① 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
  - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
  - ③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (5) 岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置若しくは「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置をプロポーザル参加申込期限日から「特定健診等における現状把握及び課題整理のためのデータ分析事業委託業務プロポーザル評価会議」（以下「評価会議」という。）の日までの期間内に受けていないこと又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (8) プライバシーマーク（JISQ15001に従う第三者適合性評価制度の取得も可）の付与若しくは又は委任業務を行う範囲においてISO/IEC27001（JISQ27001）の認証を受けている、又は個人情報について適切な保護措置を講ずるため策定した内部規程により、組織として個人情報保護体制を整備していること。
- (9) 過去5年以内に、国、地方公共団体、健康保険組合等が発注した、健康情報・医療情報の分析事業及び特定健診等におけるアドバイザー事業の受託実績を有すること。
- (10) 県税等の公租公課について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がない者であること。

※これらの要件はプロポーザル参加申込書提出時から契約締結時まで継続的に満たしている必要があります。

## 2 企画提案書の作成

「第2 2業務内容等」の仕様に従い、「市町村の特定健診等に係るデータ分析及び評価支援事業委託業務企画提案書」（以下「企画提案書」という。）（様式2）により作成すること。

企画提案書の様式等は、原則として日本工業規格A4縦型（一部A3版資料折り込み使用可）とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

- (1) 企画案の内容について（別紙1）
  - ①市町村データの分析について

- ②分析結果資料の作成について
- ③市町村評価支援資料の作成について
- ③市町村向け研修会の開催について
- ④その他（特記すべき提案がある場合）
- (2) 全体スケジュールについて（別紙2）
- (3) 受託業務実績書（別紙3）
- (4) 委託業務の実施体制について（別紙4）
- (6) 社会的課題への取組み（別紙5）

### 3 プロポーザルの手続き等

#### (1) スケジュール

① 募集要領等の公表・配布	令和4年7月29日(金)～ 8月16日(火)
② 募集要領等に関する質問書の受付	令和4年7月29日(金)～ 8月16日(火)
③ プロポーザル参加申込書の受付	令和4年7月29日(金)～ 8月16日(火)
④ 企画提案書等の受付	令和4年7月29日(金)～ 8月24日(水)
⑤ 評価会議	令和4年9月上旬(予定)
⑥ 評価結果の通知・公表	令和4年9月中旬(予定)

#### (2) 募集要領等の配布場所

募集要領等は、岐阜県庁ホームページから入手してください。

岐阜県庁ホームページ「トップ > 県政情報 > 入札・公売 > 公募型プロポーザル」 (<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>)

なお、担当課窓口又は郵送等での配布は行いません。

#### (3) 募集要領等に係る質問書の受付及び回答の公表

##### ① 質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書（様式6）を岐阜県健康福祉部国民健康保険課（以下「国民健康保険課」という。）にファックス又は電子メール（ファイル形式はWordとする）で期限内に提出してください。

##### ② 受付期間

令和4年7月29日（金）～令和4年8月16日（火）午後5時15分まで

##### ③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県庁ホームページ「トップ > 県政情報 > 入札・公売 > 公募型プロポーザル」

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>）にある本業務のページ上で公表します。

#### (4) プロポーザル参加申込書の受付

プロポーザル参加希望者は、令和4年8月16日（火）午後5時15分までに、プロポーザル参加申込書（様式1）を国民健康保険課まで持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合、必ず「簡易書留」とし、期限までに到着するよう日程に余裕をもって送付してください。また、到着予定日以降、電話により到着確認を行ってください。

## (5) 企画提案書等の受付

### ① 企画提案書等の提出書類

- ア 企画提案書（様式2）
- イ 法人概要書（様式3）
- ウ 誓約書（様式4）
- エ 見積書（様式5）

※「第2 業務内容」の2 委託業務仕様書中の業務内容ごとの内訳を必ず含む記載としてください。

### ② 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

### ③ 提出方法

令和4年8月24日（水）午後5時15分までに国民健康保険課に持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合、必ず「簡易書留」とし、期限までに到着するよう日程に余裕をもって送付してください。また、到着予定日以降、電話により到着確認を行ってください。

## (6) プロポーザル参加に際しての注意事項

### ① 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 評価会議の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。
- イ 他のプロポーザル参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合。
- エ 企画提案書等に虚偽の記載又は不正があった場合。
- オ 評価会議の終了後に、参加者要件を満たしていない事実が発覚した場合。
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

### ② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべてプロポーザル参加者が負うものとします。

### ③ 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出はできません。

### ④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めません（軽微なものは除く。）。

### ⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

### ⑥ 費用負担

企画提案書等の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。

### ⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等の提出がなされない場合は、プロポーザル参加を辞退したものとみなします。

イ プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって募集要領等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、本業務の受託者が決定後から、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後にプロポーザル参加を辞退する場合は、評価会議の開催日前日までに、辞退届（様式自由）を国民健康保険課に持参又は郵送により提出してください。

オ 岐阜県が必要と認める場合には、追加資料の提出等を求めることがあります。

#### **（7）見積書作成に当たっての注意事項**

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。
- ② 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額としてください。契約金額は、見積書記載金額に、当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）とします。
- ③ 経費の内訳及び単価、数量等を明示して具体的に記載し、提案内容と整合性がとれるものとしてください。
- ④ 一般管理費は、人件費及び事業費の10%以内としてください。

### **第4 評価に係る事項**

#### **1 評価方法等**

評価は、岐阜県が別に定める構成員により組織された評価会議が行います。

#### **2 評価会議**

##### **（1）開催日等**

令和4年9月上旬（予定）

※開催場所は日時の連絡と併せて連絡します。

##### **（2）プロポーザルの所要時間**

- ・プレゼンテーション20分間（プロポーザル参加申込書の受付順）
- ・プレゼンテーション終了後、質疑を行います。（10分程度）

##### **（3）注意事項**

- ・プロポーザル参加者のプレゼンテーション開始時間等の詳細は、企画提案書の提出後、別途連絡します。
- ・評価会議は非公開で行います。また、プロポーザル参加者は、他のプロポーザル参加者のプロポーザル提案を傍聴することはできません。
- ・指定の時間に遅れた場合は、評価を行いません。また、評価会議に出席しなかった場合、企画提案書は無効とします。
- ・パソコン、タブレット、プロジェクター等の機材は使用できません。企画提案書等受付期限までに岐阜県に提出した資料のみで、プレゼンテーションを実施してください。

#### **3 評価項目及び評価内容**

別表評価基準のとおりです。

#### **4 契約交渉の相手方の選定**

上記の評価基準に基づき、評価会議において評価を行い、最優秀提案者を選定します。

## 5 提案者がいない場合の取扱い

提案者がいない場合には、再度公募を実施します。

## 6 選定結果の通知及び公表

選定結果は、評価会議の終了後、契約交渉の相手が決定してから、プロポーザル参加者に文書で通知するとともに、岐阜県庁ホームページ上で公表します。なお、電話等による問合せには応じません。

公表する内容は次のとおりです。

- ① 最優秀提案者の名称、総評価点及び順位点合計
- ② 全プロポーザル参加者の名称（申込順）
- ③ 全プロポーザル参加者の総評価点（順位点合計順）（提案金額を含む。参加者の名称は秘匿します。ただし、参加者が2者の場合はには公表しないこととします。）
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議の構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約の相手方が異なる場合の理由

## 第5 契約に係る注意事項

1 最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しません。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除します。

2 選定した最優秀提案者と岐阜県が協議し、業務委託に係る仕様を確定させたいうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と岐阜県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変わる場合があります。また、委託契約額は、岐阜県の予算の範囲内において、確定した仕様書の内容に基づく最優秀提案者の見積額とします。

なお、選定した最優秀提案者と岐阜県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合、又は契約締結までの間において契約交渉をすることが不適切と認められる事案が発生した場合には、選定結果において評価の順位点が次に低い提案者（最低基準点に満たない者を除く。）と契約交渉を行うこととします。

## 第6 業務の適正な実施に関する事項

### 1 関係法令の遵守

受託者は、委託業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守すること。

### 2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、受託者が業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、岐阜県と協議のうえ、本業務の契約金額に占める再委託金額の割合が、原則2分の1未満である場合、業務の一部を委託することができます。

### 3 個人情報保護

受託者が業務を遂行するにあたって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めてく

ださい。

#### 4 守秘義務

受託者は、業務を遂行するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

### 第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

岐阜県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとします。

#### 1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、岐阜県は契約の解除ができます。この場合、岐阜県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

#### 2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害、その他不可抗力等、岐阜県及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務の継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消し等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。

### 第8 問い合わせ先及び各種書類の提出先

岐阜県健康福祉部国民健康保険課国保支援係

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-1111 (内線2642)

FAX 058-278-2886

電子メール c11218@pref.gifu.lg.jp

**市町村の特定健診等に係るデータ分析及び評価支援事業委託業務  
評価基準**

評価方法は、以下のとおりとする。

- (1) 第1表の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を115点満点として採点し、各構成員の採点数の合計を当該構成員の評価点として算出する。
- (2) 第2表に基づき、構成員ごとに評価点の高い提案から順に次のア、イにより順位点を付する。なお、この場合において、評価点数が同じとなった提案者が複数いるときは、それぞれ同じ順位点とする。
  - ア：1位の提案の順位点は、提案者数と同一の点数とする。
  - イ：2位以下の提案の順位点は、1位の順位点から順に1点ずつ減じた点数とする。
- (3) 各構成員の順位点を合計し、順位点合計が最も高い提案者を最優秀提案者とする。
- (4) (3)に関わらず、各構成員の評価点の合計（以下「総評価点」という。）が総評価点の上限の6割未満となった提案者は選定から除外する。なお、この場合において、すべての提案者が選定から除外されたときは、再度公募を実施するものとする。
- (5) (4)により選定から除外されなかった提案者のうち、順位点合計が同じとなった者が複数いる場合は、提案金額の安価な提案者を高順位とする。なお、この場合において、提案金額が同じである者が複数いる場合は、当該提案者らによるくじ引きにより順位を決めるものとする。
- (6) 提案者が1者のみの場合には、当該提案者が(4)により選定から除外されなければ、同者を最優秀提案者とする。



第1表

評価項目及び評価の内容（評価点115点）		評価基準				
		優良	良	普通	やや不十分	不十分
1	業務の実施体制・実績（30点）					
①	実施体制（別紙4） ・ 事業の目的を達成するために、十分な事業実施体制があり、必要となる専門知識を有する者を確保し、業務遂行能力の高い事業者であるか。	10	8	6	4	2
②	業務実績（別紙3） ・ 本事業に類する実施実績から、受託能力があり、その知識・ノウハウ・経験等を本事業に十分に活かせることが期待できるか。	10	8	6	4	2
③	見積内容（様式5） ・ 事業費の積算は、事業を実施するうえで、使途や金額が妥当なものとなっているか。	10	8	6	4	2
2	業務の企画・運営（80点）					
①	全体について（別紙1） ・ 募集要領・仕様書に基づき、目的を十分理解した内容となっているか。	5	4	3	2	1
②	データ分析の能力（別紙1） ・ 分析内容の技術的裏付け、方針や手法等について具体的な説明があるか。 ・ 各種データやシステム等に対する理解が十分にあるか。 ・ 分析に必要な知識・技術を備えているか。	10	8	6	4	2
③	データ分析・分析結果資料について（別紙1） ・ 仕様書に基づいた分析項目を設定しているか。 ・ 効果的なグラフ等の活用により分かりやすい内容か。 ・ 分析データ（図・表等）と分析コメント（データの傾向と解説、データから見える市町村の特徴及び課題等）が理解しやすい内容か。	10	8	6	4	2
④	市町村評価支援資料について（別紙1） ・ 分析データ及び分析コメントを踏まえた、特定健診受診率等の結果改善のための提案となっているか。 ・ 分析データ及び分析コメントを踏まえた、特定健診等事業に対する、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを組み合わせる総合的に事業への展開していくための提案となっているか。 ・ 市町村の特定健診等事業に対して、手法の妥当性、実現性の観点から現実的な提案となっているか。	20	16	12	8	4
⑤	市町村向け研修会の開催（別紙1） ・ 研修会では、作成した分析結果資料等の解説の他、市町村が保健事業を実施していく上での効果的な内容となっているか。	10	8	6	4	2
⑥	スケジュール（別紙2） ・ スケジュールは妥当かつ現実的なものか。	5	4	3	2	1
⑦	関係者との連絡調整能力（別紙2、別紙4） ・ 事業の円滑な実施及び県との連絡調整を円滑に行うことができるか。	5	4	3	2	1
⑧	セキュリティ（別紙4） ・ 個人情報保護や情報漏洩に対する対策が十分とられているか。	5	4	3	2	1
⑨	その他 ・ 事業提案を総合的に見て、事業効果（特定健診受診率・特定保健指導実施率等の向上）が期待できるか。	10	8	6	4	2
3	社会的課題への取組み（5点）（別紙5）					
	「仕事と家庭の両立支援」（2点） （岐阜県登録又は厚労省認定のいずれかで（2点）） 「障がい者雇用」（2点） 「若者の採用・育成」（1点） といった社会的課題の解決に積極的に取り組んでいるか。	5	4	3	2	1
評価点（1+2+3）（115点）		点				

第2表

構成員の点数評価順位	1位の提案	2位の提案	3位の提案	・・・
順位点	※1	※2	※2	・・・

評価点の高い提案順に順位点を次のとおり付与します。

※1 提案者数と同一の点数

※2 1位の順位点から順に1点ずつ減じた点数